

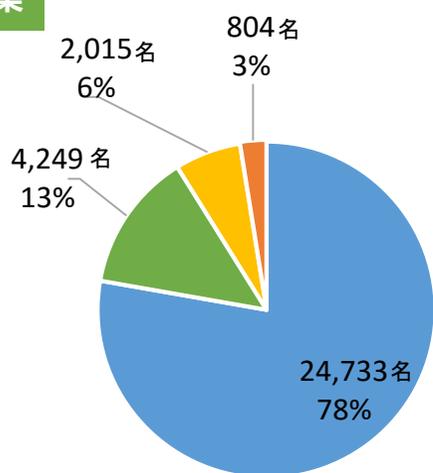
大学病院で診療に従事する教員等以外の医師・歯科医師に対する処遇に関する調査結果

1 趣旨

- 平成30年10月、医療現場で診療行為を行っているのにも関わらず給与が支給されていない医師が複数の大学病院において存在するという報道がされた。
- 上記の報道を踏まえ、各大学が自らの責任においてこれらの医師等の雇用実態等を改めて明らかにした上で、今後、各大学において、自主的に適正な雇用や労務管理をより一層推進するための体制を構築することを強く促すことを目的に調査を実施した。
 - ※ 具体的には、給与の支給状況や今後の改善方策等について、回答を求めることとし、回答に当たっては、出勤簿等の確認のみならず、該当者に直接ヒアリングするなど、合理的で有効な確認・検証の実施をするよう依頼するとともに大学当局だけの判断ではなく、学内外の労務管理の専門家(弁護士・社会保険労務士等)へ十分な相談・確認を行うことを要件とした。

2 最終結果

※給与(謝金を含む)の支給状況(平成30年9月期) 全ての国公私立大学附属病院(本院、99大学108大学病院) 調査対象者(31,801名)



■①給与(謝金を含む)を支給している者(24,733名 104大学病院)

■②合理的な理由があるため、労務管理の専門家への相談等も踏まえ、給与を支給していない者(4,249名 72大学病院)

■③合理的な理由があるため、給与を支給していなかったが、労務管理の専門家への相談等も踏まえ、今後、給与を支給するとした者(2,015名 44大学病院)

■④合理的な理由がなく給与を支給していなかったため、労務管理の専門家への相談等も踏まえ、遡及も含め給与を支給するとした者(804名 29大学病院)

④として、大学が回答した主な理由

1. 自己研鑽・自己研究等の目的、又は、大学院の研修の一部という目的で、診療に従事していたが、労働者的実態が強いことなどから、給与を支給することが適当であると判断した。(482名 16大学病院)
2. 労働条件勤務日を超えて診療に従事していた、又は、労働上限時間や研修範囲を超えて診療に従事していた。(203名 5大学病院)
3. 診療科等における労働時間の管理・把握が不十分であることや労務管理に関する書類等の事務手続上の不備があった。(119名 10大学病院)

3 改善

給与を支給する者に対する大学の主な改善方策

1. 合理的な理由なく給与を支給していなかった者と判断した者に対して、給与の支給(遡及を含む)と雇用契約の締結等を実施する。
2. 労務管理や自己研鑽・自己研究等に関するマニュアル作成や診療従事願等の申請書類の見直し等、関連規程の見直しを図る。
3. 労務管理の適切な把握・報告等を実施するよう、病院長等から全診療科長等に対して周知徹底をする。

4 対応

文部科学省の対応状況

1. 医師等の適切な雇用・労務管理に取り組むよう、附属病院を置く各国公私立大学長宛てに高等教育局長通知の発出(R1.6.28)
2. 上記④の大学が取り組む改善方策(再発防止策)の履行状況の確認等
3. 全国医学部長病院長会議、国立大学病院長会議、私立医科大学協会等、各大学病院団体に対して調査結果と今後の課題を周知共有
4. 厚生労働省との連携(調査結果の共有等)